

令和7年6月30日

令和7年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 令和6年度のQSTの調達全体像

QSTの令和6年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は1,794件、契約金額は約453.15億円である。このうち、競争性のある契約は1,486件（82.83%）、約265.53億円（58.60%）、競争性のない随意契約は308件（17.17%）、約187.63億円（41.40%）となっている。

令和5年度と比較して、競争性のない随意契約の全体に占める割合は、件数では令和5年度が15.35%で令和6年度が17.17%と1.82%の増、金額では令和5年度が24.34%で令和6年度が41.40%と17.07%の増となっている。競争性のない随意契約となった案件は、研究開発に係る設備機器の特殊性や互換性の確保、研究開発の連続性、接続性の確保を理由とするものが多い。

表1 令和6年度のQSTの調達全体像

（単位：件、億円）

	令和5年度		令和6年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(83.23%) 1,285	(75.27%) 296.62	(81.72%) 1,466	(58.07%) 263.13	(14.09%) 181	(△11.29%) △33.49
企画競争・公募	(1.42%) 22	(0.39%) 1.54	(1.11%) 20	(0.53%) 2.40	(△9.09%) △2	(55.75%) 0.86
競争性のある契約（小計）	(84.65%) 1,307	(75.66%) 298.16	(82.83%) 1,486	(58.60%) 265.53	(13.70%) 179	(△10.94%) △32.63
競争性のない随意契約	(15.35%) 237	(24.34%) 95.91	(17.17%) 308	(41.40%) 187.63	(29.96%) 71	(95.63%) 91.72
合 計	1,544	394.07	1,794	453.15	247	58.95

（注1） 計数は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、各欄の積上げ額と合計欄の額が一致しない場合がある。

（注2） 比較増△減の括弧書きは、令和6年度の対前年度伸率である。

(2) 令和6年度のQSTの一者応札・応募状況

QSTの令和6年度の一者応札・応募の状況は表2のとおりであり、契約件数は1,117件（75.17%）、契約金額は約169.67億円（63.90%）である。

令和5年度と比較して、競争性のある契約のうち一者応札・応募による契約が占める割合は、件数では令和5年度が71.61%で令和6年度が75.17%と3.55%の増、金額では令和5年度が56.87%で令和6年度が63.90%と7.03%の増となっている。

一者応札・応募となった案件は、研究開発で使用する機器の整備、既存の機器・システムの保守及び研究開発に伴う役務等が多く、必要とされる専門性や技術力等から、対応できる者が限られているものと考えられる。

表2 令和6年度のQSTの一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和5年度	令和6年度	比較増△減
二者以上	件数	371 (28.39%)	369 (24.83%)	△2 (△0.54%)
	金額	128.60 (43.13%)	95.86 (36.10%)	△32.74 (△25.46%)
一者応札	件数	936 (71.61%)	1,117 (75.17%)	181 (19.34%)
	金額	169.56 (56.87%)	169.67 (63.90%)	0.11 (0.06%)
合 計	件数	1,307	1,486	179
	金額	298.16	265.53	△32.63

(注1) 計数は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、各欄の積上げ額と合計欄の額が一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の括弧書きは、令和6年度の対前年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

令和7年度においても「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等に基づき、研究成果の最大化を目指すために、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約を行う場合には、QSTの事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。さらに、競争性のない随意契約にあっては、契約前と契約後の公表を徹底し、契約監視委員会の事後点検を受けることにより公平性・透明性の確保を図る。また、一者応札・応募を減らすため、広く企業に周知を図るなど従前からの取組を継続することとする。

令和7年度は、以下の取組及び下記3. 調達に関するガバナンスの徹底を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。

(1) 随意契約の場合の規程等の厳正な運用

【一般競争入札による調達が不可能な案件であって、やむを得ず競争性のない随意契約を行う場合には、QST内に設置された契約審査委員会（委員長は財務部長）において、QSTの規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるとともに、事前及び事後公表を徹底することにより透明性・公開性を確保する。契約審査委員会への附議に当たっては、審査や契約手続に要する期間も考慮するよう徹底する。また、契約監視委員会において透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受ける。】

(2) 一者応札・応募の低減に向けた取組の継続

【一者応札・応募の低減に向けた取組を継続する。】

- ① 公告から開札までの入札公告期間を十分に確保する（国の基準である予算決算及び会計令第74条において10日以上としているところを原則として20日間以上とする。）。
- ② 仕様書に記載される発注方法、参加資格要件等が合理的な理由なく特定の業者しか入札に参加できない内容となっていないことを確認し、内容が不十分である場合には適切な記載に改める。また、履行期間の設定は適切か、調達物品に過度

に専門性を求めているか等の点を確認する。

(3) 一括調達、単価契約、他法人の調達成功事例の導入

【事務用パソコンの一括調達の実施、単価契約品目の追加の検討、他の法人の調達成功事例を調査し導入する。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 調達に関する規程類の周知

QSTとして、統一的な調達制度の運用を徹底するため、必要に応じてQSTの規程類の見直しを行い、職員への周知を図る。

(2) 随意契約に関する内部統制の確立

競争性のない随意契約による調達を予定する案件（少額随意契約、不落随意契約を除く。）については、事前に契約審査委員会において、随意契約となる理由についての確かな説明を行い、QSTの規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるとともに、契約監視委員会から事後点検を受けるシステムとする。

ただし、病院の運営に関連し患者へ使用する必要がある装置の故障により治療に支障を生じている場合や各拠点において重要な研究機器の故障により研究業務に多大な支障が生じている場合など、緊急に修理をしなければならないといった緊急性が高い調達がやむを得ないと認められる場合は、事後に契約審査委員会に報告を行うこととする。

(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する内部チェックマニュアルを必要に応じて見直し、調達に関する相互牽制機能を構築するとともに、調達業務担当職員を対象に本マニュアルを利用した研修を行い、不祥事の発生の未然防止・再発防止に取り組む。

また、他の法人において不祥事が発生した場合には、情報を収集・分析し、規程、マニュアル等へ反映する必要があるかを確認し、必要がある場合には修正し、周知を図る。

(4) 競争性のない随意契約結果の公表

競争性のない随意契約（少額随意契約を除く。）を行った場合には、随意契約の透明性を確保し、公平性、妥当性が確認できるよう理由などを付して毎月公表する。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、年度終了後に契約監視委員会の点検を受け取りまとめを行い、6月末日までに自己評価結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告する。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部長を総括責任者とする調達等合理化検討会により、調達等の合理化に取り組む。

総括責任者	財務部長
メンバー	拠点管理部長
事務局	財務部契約課

(2) 契約監視委員会による点検

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、本計画の策定及び自己評価の際に点検を受けるとともに、契約事務取扱細則に規定する競争性のない随意契約（少額随意契約及び不落随意契約を除く。）、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を受ける。契約監視委員会の審議概要を公開するとともに、契約監視委員会から意見又は改善の指導等を受けた場合には、対処する。

6. その他

調達等合理化計画については、QST のホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を踏まえて調達等合理化計画の改定を速やかに行う。

以上